

議案第100号

北上市下水道条例の一部を改正する条例

北上市下水道条例（平成7年北上市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定の申請)</p> <p>第8条 前条第1項の指定を受けようとする者は、市長が別に定めるところにより、次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>次条第1項第4号アに該当しないことを証する書類</u>（法人にあっては、役員全員の<u>同号アに該当しないことを証する書類</u>）</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(指定の基準等)</p> <p>第9条 市長は、前条の規定による申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第7条第1項に規定する指定をしなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 次のアから<u>エ</u>までのいずれにも該当しない者であること。</p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第8条 前条第1項の指定を受けようとする者は、市長が別に定めるところにより、次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>次条第1項第4号アからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</u>（法人にあっては、役員全員の<u>同号アからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</u>）</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(指定の基準等)</p> <p>第9条 市長は、前条の規定による申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第7条第1項に規定する指定をしなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 次のアから<u>オ</u>までのいずれにも該当しない者であること。</p>

<p>ア <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u> イ・ウ [略]</p> <p>エ 法人であって、その役員のうち<u>アからウまでのいずれかに該当する者があるもの</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>ア <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>エ <u>精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者</u></p> <p>オ 法人であって、その役員のうち<u>アからエまでのいずれかに該当する者があるもの</u></p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の北上市下水道条例によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の北上市下水道条例の相当する規定によりなされたものとみなす。

令和2年2月19日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項について、所要の改正をしようとするものである。